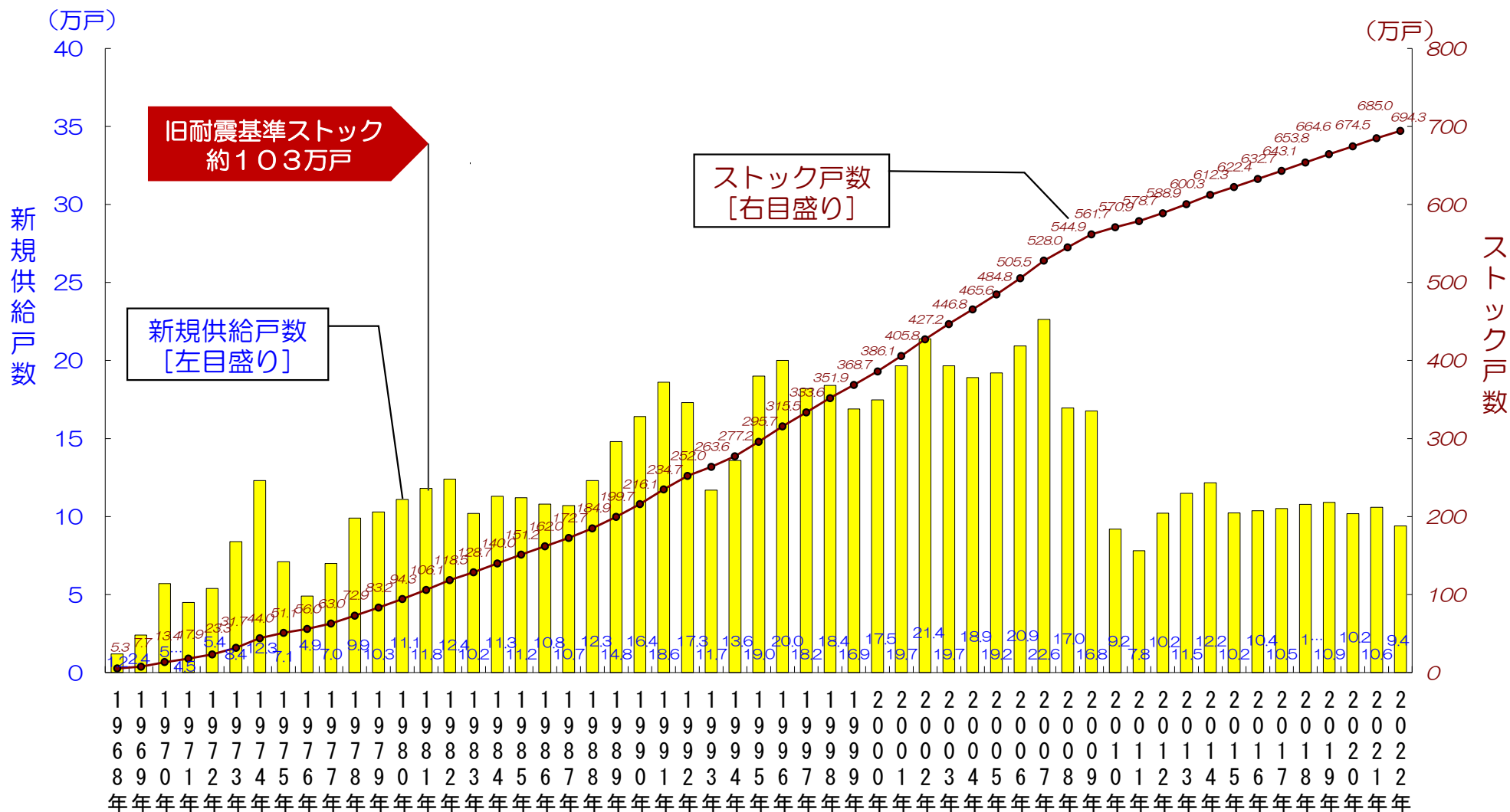


行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

【事業名】 マンション管理適正化・再生推進事業

分譲マンションストック数の推移

- 現在のマンションストック総数は約694.3万戸（2022年末時点）。
- これに令和2年国勢調査による1世帯当たり平均人員2.2人をかけると、約1,500万人となり、国民の1割超が居住している推計となる。

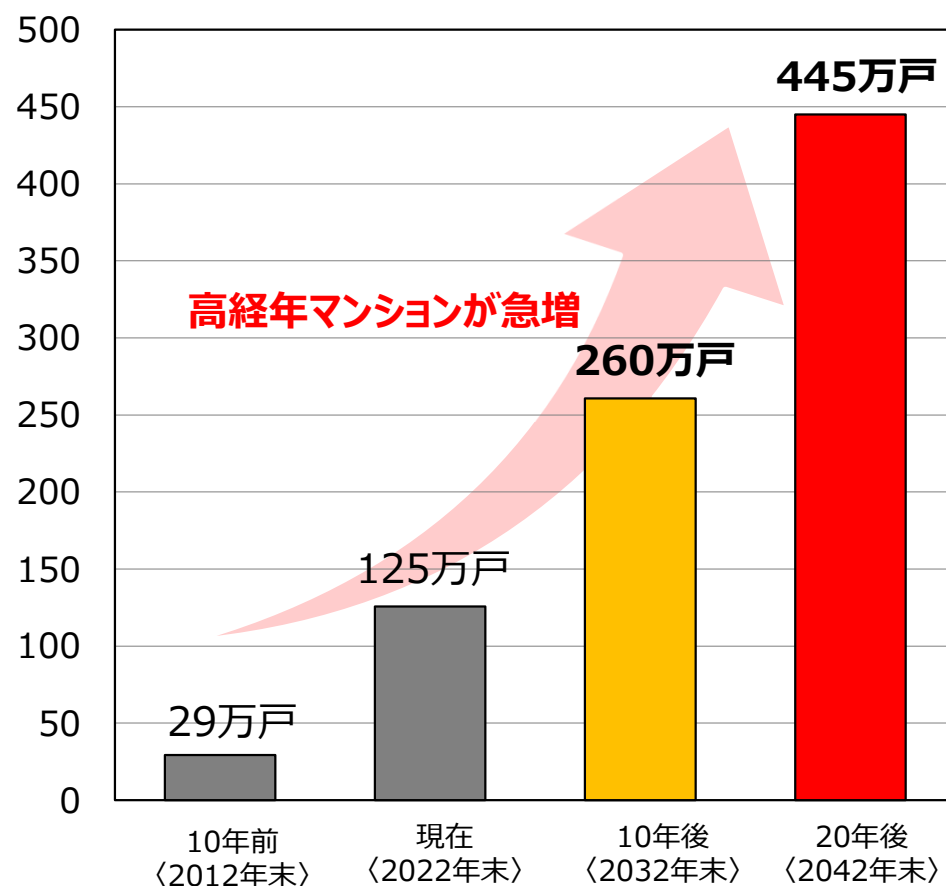


※ 新規供給戸数は、建築着工統計等を基に推計。
 ※ スtock戸数は、新規供給戸数の累積等を基に、各年末時点の戸数を推計。
 ※ ここでいうマンションとは、中高層(3階建て以上)・分譲・共同建て、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の住宅をいう。
 ※ 1968年以前の分譲マンションの戸数は、国土交通省が把握している公団・公社住宅の戸数を基に推計した戸数。

マンションを巡る「2つの老い」の進行

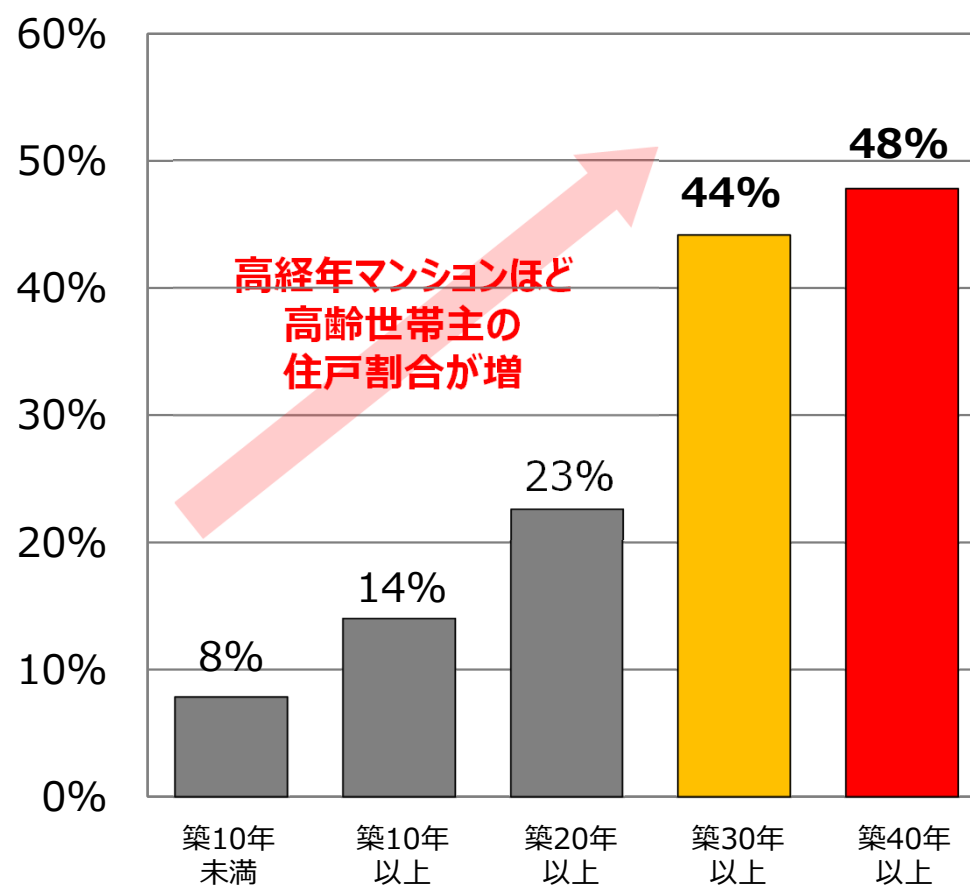
- 築40年以上のマンションは、現在（2022年末）の約125万戸から、10年後には約2.1倍、20年後には約3.5倍に増加する見込み。また、築40年以上のマンションでは、世帯主が70歳以上の住戸の割合が約5割となっている。
- こうした「2つの老い」が進行したマンションでは、総会運営や集会決議の困難化、管理組合役員の担い手不足、修繕積立金の不足等の課題が顕在化していくおそれがある。

(万戸) 築40年以上のマンションストック数の推移



※ 建築着工統計等を基に推計した分譲マンションストック戸数及び国土交通省が把握している除却戸数を基に推計。

世帯主が70歳以上の住戸の割合（完成年次別）

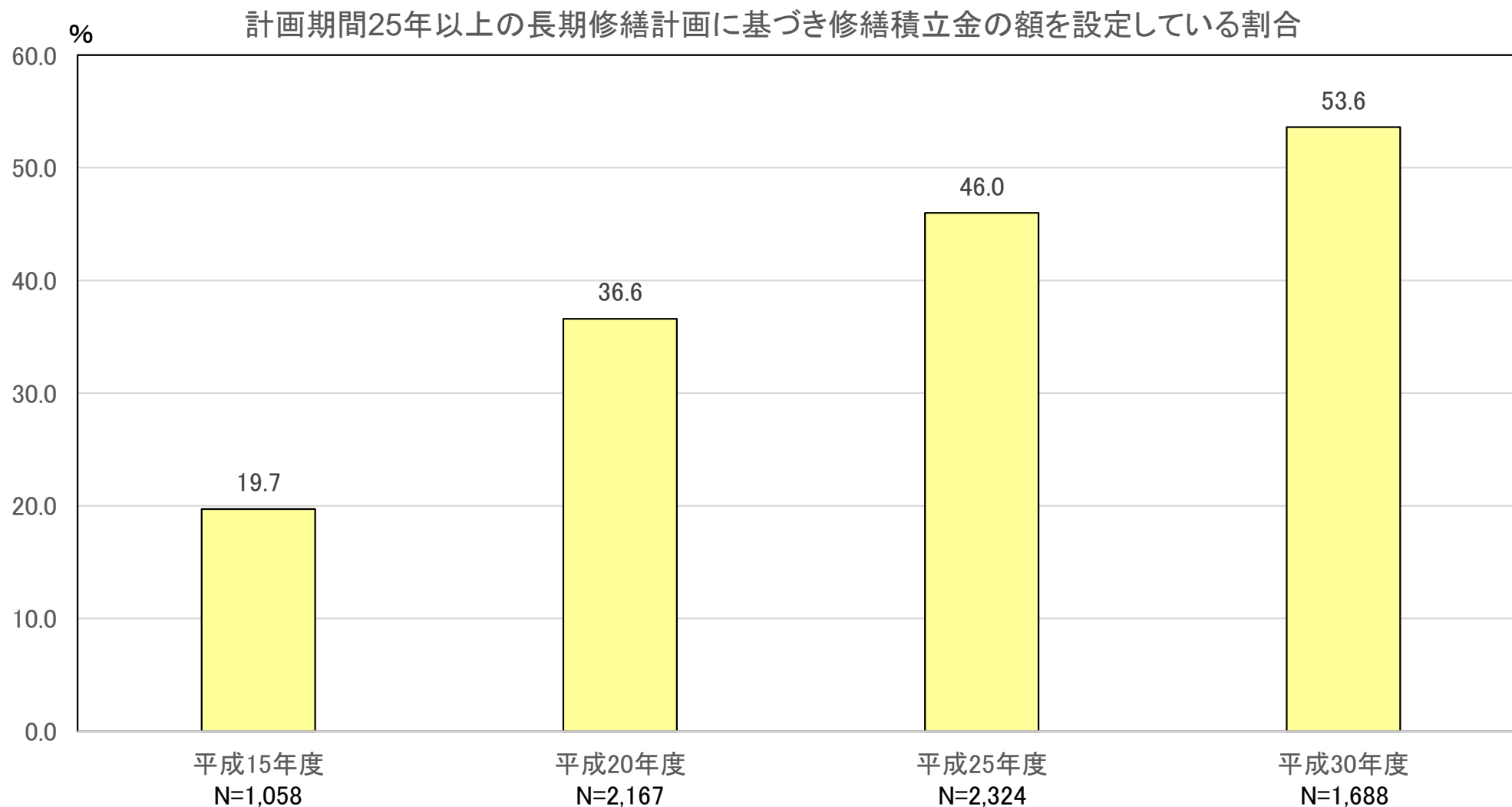


【出典】平成30年度マンション総合調査

※ 5年ごとに実施している、全国のマンション管理組合等を対象としたアンケート調査

計画期間25年以上の長期修繕計画に基づき修繕積立金の額を設定している割合

- 平成25年度と平成30年度を比較すると、計画期間25年以上の長期修繕計画に基づいて修繕積立金の額を設定しているマンションの割合は増加し、平成30年度は53.6%となっている。



【出典】平成30年度マンション総合調査

※ 5年ごとに実施している、全国のマンション管理組合等を対象としたアンケート調査

外部不経済の発生

- 適切な管理・再生が行われず、居住者・近隣住民等の生命・身体に危険を生じるマンションが発生。
- 管理不全マンションへの対応には、多大な時間的・金銭的コストを要するおそれ。

マンションの2階廊下部分が崩落した事例



建物の傷みが著しく外壁の剥落、鉄骨の露出などが見られる事例



<行政が代執行により除却した事例>



■ 1972年竣工 鉄骨造／地上3階・9戸

2010年 建築基準法に基づく勧告

2013年 所有者に改善指導書送付

2018年 空き家対策特別措置法の特定空き家に指定

2019年 所有者に対して解体命令

2020年 行政代執行（解体工事費1.18億円）

(平成12年12月成立、平成13年8月施行、令和2年6月改正法成立・公布※)

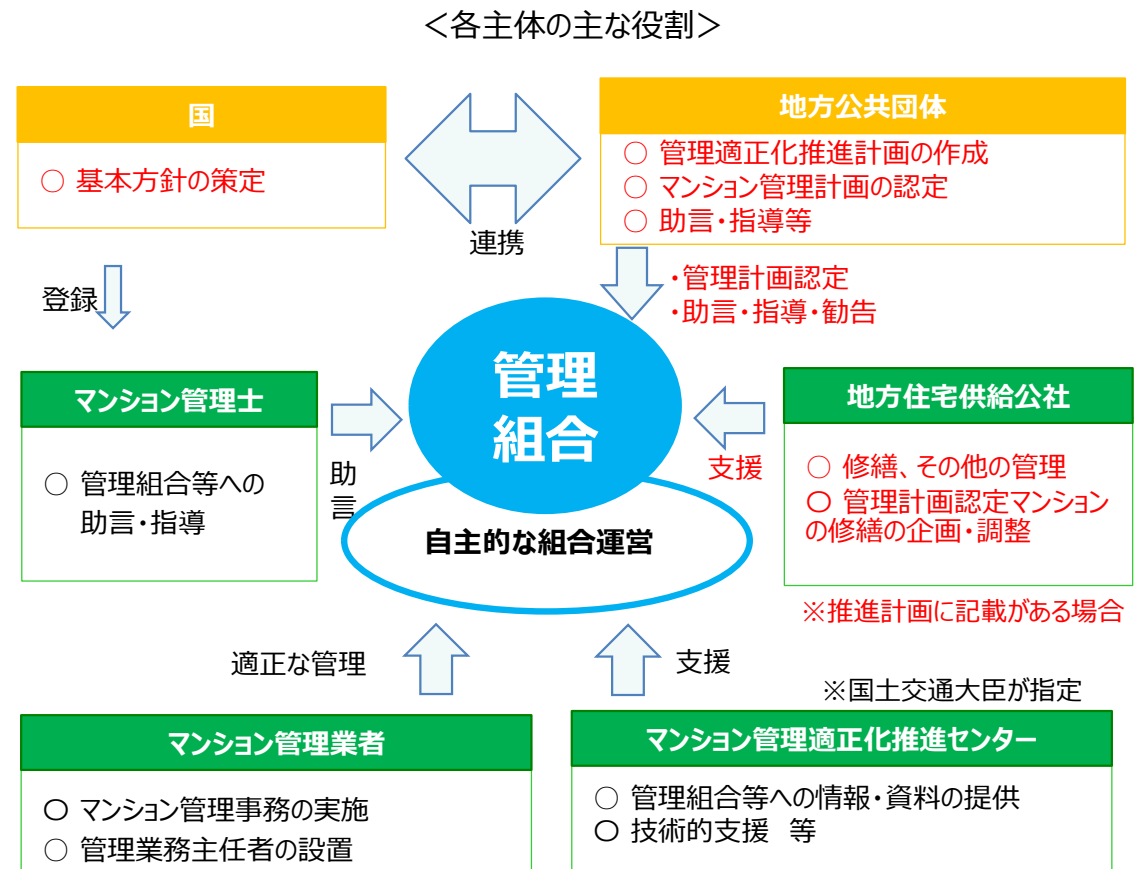
※令和4年4月1日施行

目的

- ◆ 土地利用の高度化の進展その他国民の生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大
- ◆ マンションの管理の適正化を推進するための各種措置を講じることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図る
⇒ 国民生活の安定向上・国民経済の健全な発展に寄与

主な措置

- ✓ **管理組合等による自主的な適正管理への努力義務規定**
- ✓ **マンション管理士制度の創設**
- ✓ **マンション管理業の適正化**
(登録制度の創設、管理業者の団体の指定)
- ✓ **マンション管理適正化推進センターの指定**
- ✓ **設計図書の交付義務付け**
- ✓ **国による基本方針の策定**
- ✓ **地方公共団体による管理適正化の推進**
(推進計画作成、管理計画認定、助言・指導等)
- ✓ **地方住宅供給公社による業務特例の制定**



マンションを巡る建物と居住者の両方における高齢化(「2つの古い」の進行)に対応するため、地域のマンション行政を担う地方公共団体が行うマンションの管理適正化・再生推進の取組等に対して支援を行う。

「2つの古い」の進行に伴って様々な問題が顕在化しつつある中、マンションの管理不全化が進んだ場合、居住環境の悪化のみならず、周辺地域にも悪影響を及ぼすおそれがあり、現に、管理不全により周辺に危害が及ぶマンションを行政代執行で除却し、地方公共団体に多額の負担が生じた事例も発生している。こうした事例の発生を抑制するため、マンション管理適正化法によりマンション行政を担うこととされている地方公共団体等の取組を支援し、マンションの管理適正化を進めていく必要がある。

○補助対象・補助率等

(補助対象)

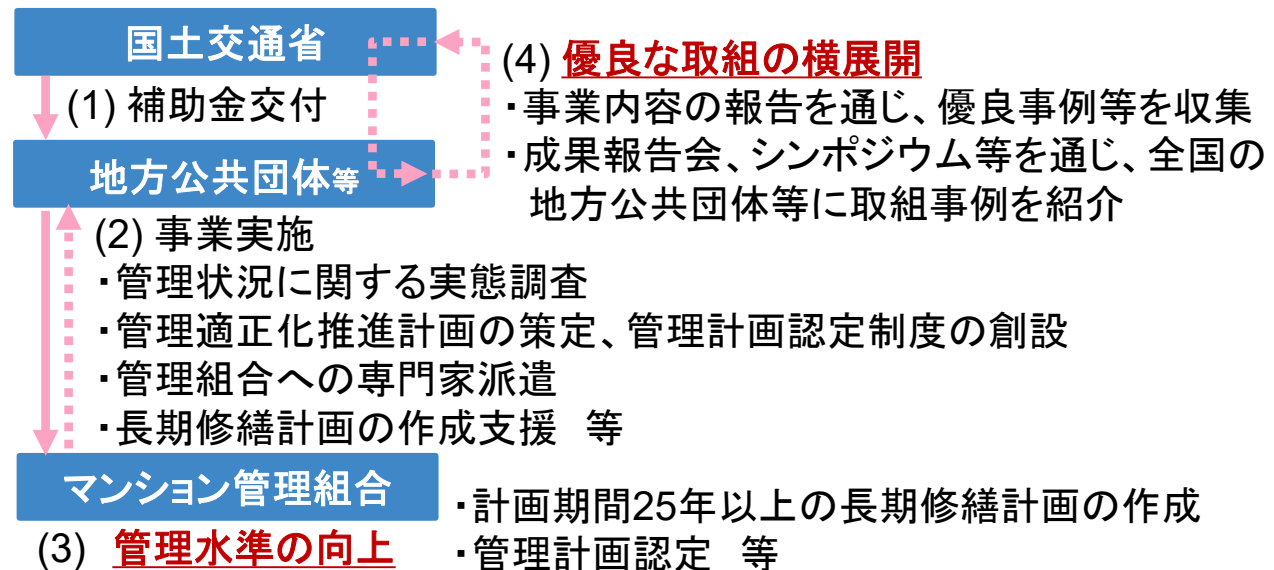
地方公共団体等によるマンションの管理適正化・再生推進に係る事業

(補助額)

上限1,000万円

※その他、管理組合をサポートする団体の取組(補助額:上限1,000万円)、相談体制の整備(補助額:上限1,500万円)、制度等の周知・普及に係る取組(補助額:定額)を実施。

○政策の発現経路等



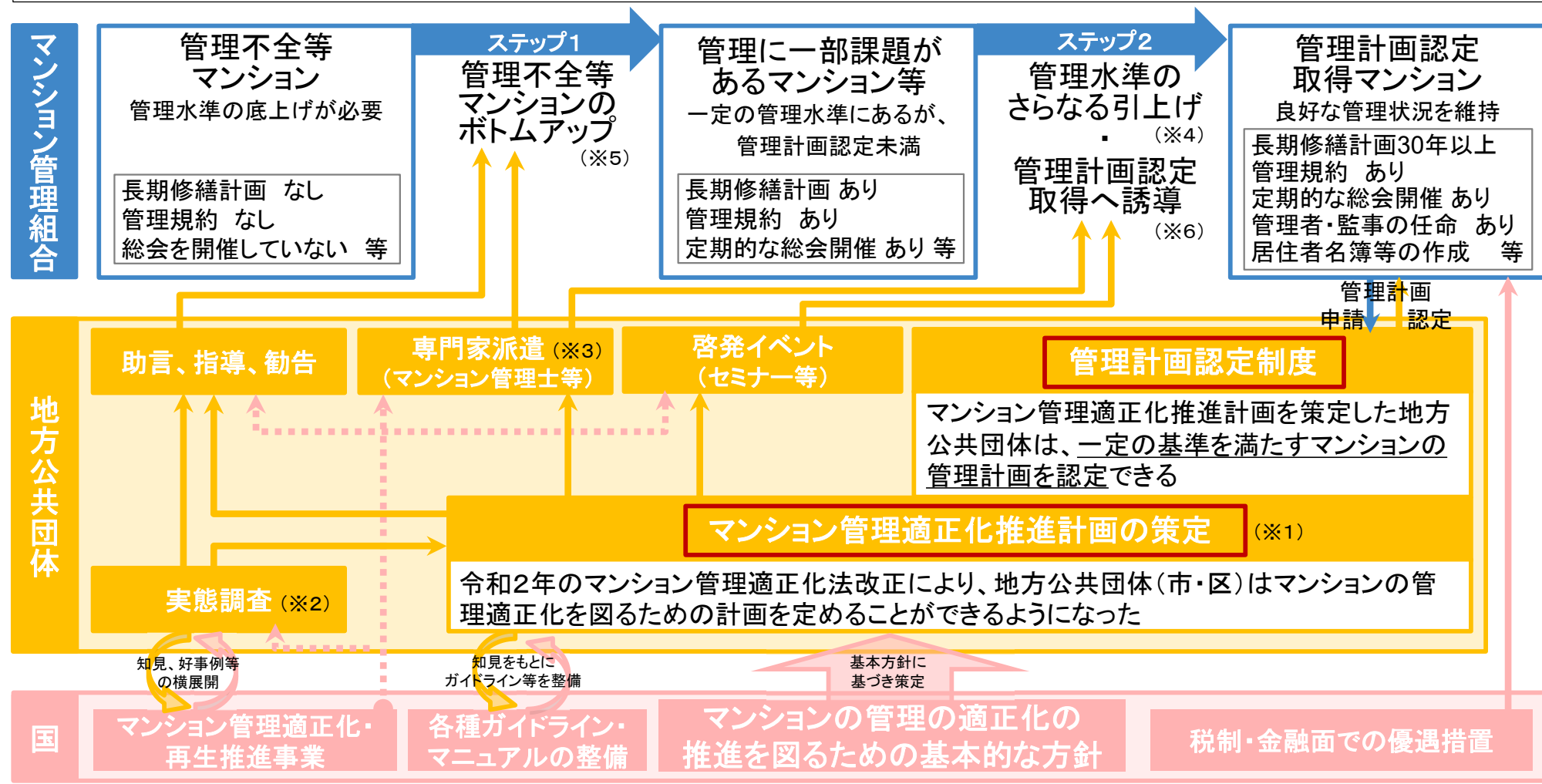
【想定される論点】

○新たな短期アウトカム指標の設定について

○管理適正化のステップに応じた新たな中長期アウトカム指標について

○事業選定に当たっての優先順位のつけ方

令和2年のマンション管理適正化法改正により、地方公共団体によるマンションの管理適正化の推進を位置づけ、地域におけるマンション政策を地方公共団体が担っていくことを明確化。



●対応するアウトカム指標

	現 行	指標設定の検討の方向性
短期アウトカム	(※1)管理適正化推進計画を策定済みの地方公共団体の数	(※2)マンションの実態調査を行った地方公共団体の数
中長期アウトカム	(※4)25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	(※3)マンション管理組合への専門家派遣を行っている地方公共団体の数
		(※5)管理不全マンション数
		(※6)管理計画認定数

マンション実態把握調査の回答結果により、管理状況に課題のあるマンションを「**要支援マンション**」として選定。

※調査対象：区分所有法改正の1983（昭和58）年以前に建築され、かつ6戸以上・非木造の市内のマンション2,881棟の管理組合1,425件
（調査当初の1,453件から対象外を除いた件数）

「要支援マンション」に電話やチラシ郵送による働きかけを行い、専門家派遣の制度説明を希望するマンションに対し、訪問による制度案内を実施。

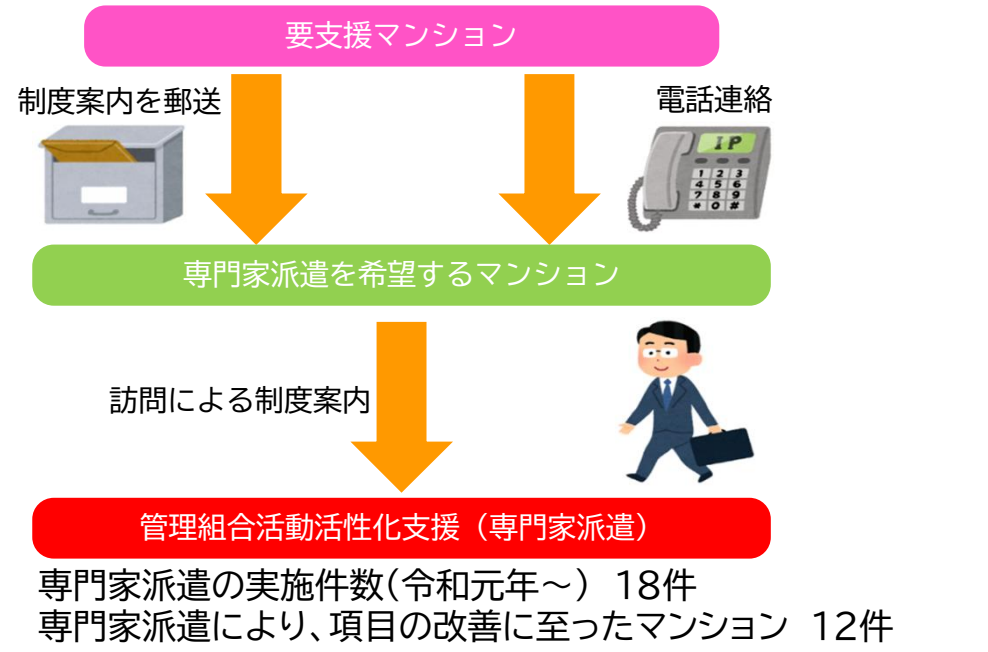
- 制度名 管理組合活動活性化支援
- 派遣する専門家 2名（マンション管理士、一級建築士等）
- 支援期間 原則2年
- 支援内容 管理組合活動に対する意見の整理及びアドバイス
各種議事録及び対応策等の資料作成
関係資料の収集及び提供
総会及び理事会に係る開催支援
- 派遣回数 年度あたり最大7回
- 派遣費用 無料（市費及び国の交付金を活用）

管理計画認定制度（令和4年度～）

適切な管理計画を持つマンションを認定
管理組合向けの制度説明会も実施（年1回）

	調査母数※1	調査対象数	回答数	回答率	回答における要支援マンションの割合
R 1	1,453	1,453	643	44.3%	27.4%
R 2	1,452	809	293	36.2%	30.4%
R 3	1,438	126※2	60 (10)※3	47.6%	38.3%
R 4	1,424	168※4	110 (1)※5	65.5%	42.7%
合計	—	1,425※5	1,117	78.4%	30.0%

※1 賃貸マンション等の精査による調査母数の減あり ※2 R2未回答マンションのうち、対象を2区に限定して調査実施 ※3 R3調査対象外から回答あり ※4 R2未回答マンションのうち、対象を6区に限定して調査実施 ※5 新たに調査対象マンションが1件増



令和5年度マンション管理適正化・再生推進事業成果報告会 横浜市発表資料を基に作成

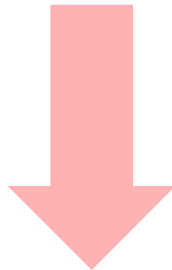
	R4	R5	合計
認定件数	7	79	86

論点①:新たな短期アウトカム指標の設定について

- 本事業の短期アウトカム指標である「管理適正化推進計画を策定済みの地方公共団体の数」については、おおむね政策目標を達しつつあり、新たな短期アウトカム指標の設定が必要。

現行指標	実績
管理適正化推進計画を策定済みの地方公共団体の数 229団体(目標年度:令和5年度末)	実績 391団体 (R5.12末現在、R6.3末までに作成予定の団体含む。) (カバー率※):93.2%) ・令和2年のマンション管理適正化法改正により、新たに地方公共団体がマンションの管理適正化に向けた計画を策定できるようになったことを受け、短期アウトカム指標として設定された。 ・以降、着実に実施済みの団体数が増加し、令和5年度末時点までにおおむね政策目標を達しつつある。

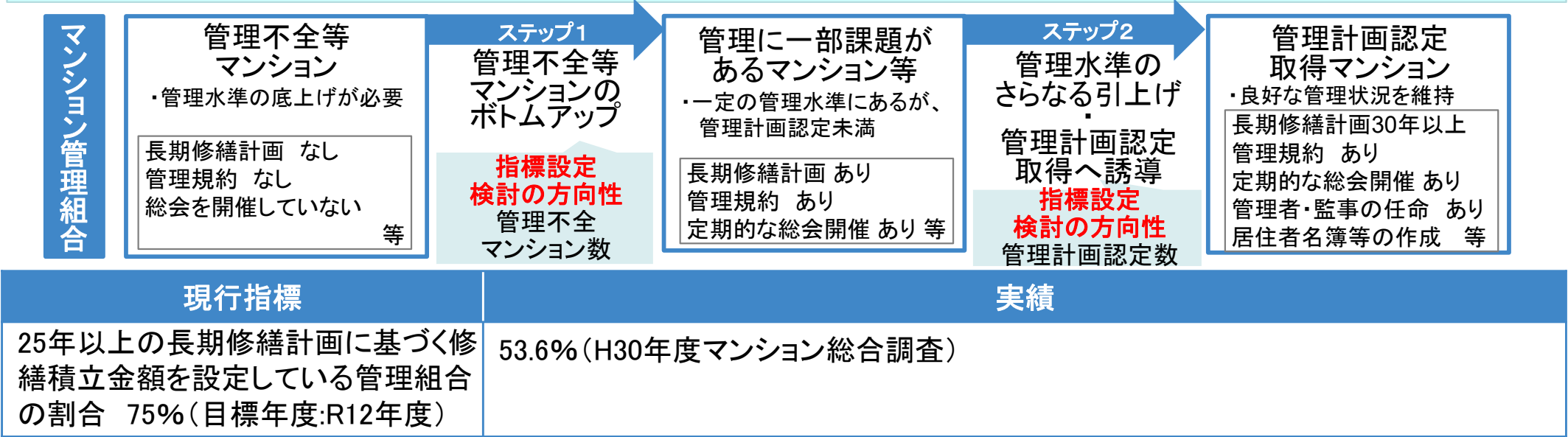
$$\left[\begin{array}{l} \text{※総マンションストックに対する推進計画作成済みの} \\ \text{地方公共団体のマンションストック率} \end{array} \right] = \frac{\text{計画作成済の地方公共団体に存するマンション戸数}}{\text{我が国全体のマンション戸数}}$$



現行のアウトカム指標は役目を終えつつあり、新たな短期アウトカム指標の設定が必要。
新たな指標設定の検討の方向性、考え方は適当か？

指標設定の検討の方向性	実績・考え方等
マンションの実態調査を行った地方公共団体の数	実績 不明 (本事業での実施団体数 のべ60団体 (R2～R5年度採択団体)) ・実態に即した管理適正化推進計画を策定することや、管内のマンションの管理組合に対して管理適正化に向けた働きかけをするに当たっては、実態調査を行うことが不可欠であり、横展開の程度を図る上で有効性がある。
マンション管理組合への専門家派遣を行っている地方公共団体の数	実績 不明 (本事業での実施団体数 のべ15団体 (R2～R5年度採択団体)) ・管理不全等に陥っているマンションの管理組合に対し、マンション管理士等の専門家を派遣し、管理状況の分析と改善に向けた取組を検討することは有効な取組といえる。

○ マンションの管理適正化に向けては、「管理計画認定」取得へ誘導することに加え、管理不全等マンションのボトムアップも必要であり、ステップに応じた異なるアプローチを検証するための中長期アウトカム指標が必要。



新たな指標設定の検討の方向性、考え方は適切か？ 実績の把握方法には課題あり

指標設定の検討の方向性	実績・考え方
【ステップ1】管理不全マンション数	国：明確な定義を設けておらず、網羅的な把握ができていない。 地方公共団体：調査の実施状況・頻度や管理不全の定義にばらつきがある。 (地方公共団体における定義例) ・管理組合総会が開催されていない ・管理組合理事会が開催されていない ・管理規約が作成されていない ・修繕積立金の設定、長期修繕計画の策定がない ・築〇年以上で大規模修繕工事が実施回数が〇回以上行われていない 等
※指標化に当たり、地方公共団体における把握の状況やデータの入手・整理方法を分析し、支障を生じないよう検討が必要。	
【ステップ2】管理計画認定数	実績 616件(R5年度末時点) 実績の把握が容易、総合的な管理状況で評価可能。

論点③：事業選定に当たっての優先順位のつけ方

○ 事業の有効性を高めるために、補助対象の地方公共団体を選定するに当たり、マンション行政全体の枠組みの中で優先順位をつける必要がある。

- ・従前より、マンション管理の実態調査や届出制度の構築、修繕積立金・長期修繕計画の水準の適正化に向けた専門家の派遣等の費用に対して補助を実施。
- ・令和5年度以降は、過年度の補助事業の実施事例に加え、マンションの管理適正化に向けた課題の解決のためにより有効と考えられる取組や「今後のマンション政策のあり方検討会」(R4.10～)での検討内容も応募要領に反映し、これらに該当する応募を重点的に採択。



現在の取組(優先順位付け)の進め方に問題はないか？

令和5年度以降の本補助事業の募集事例

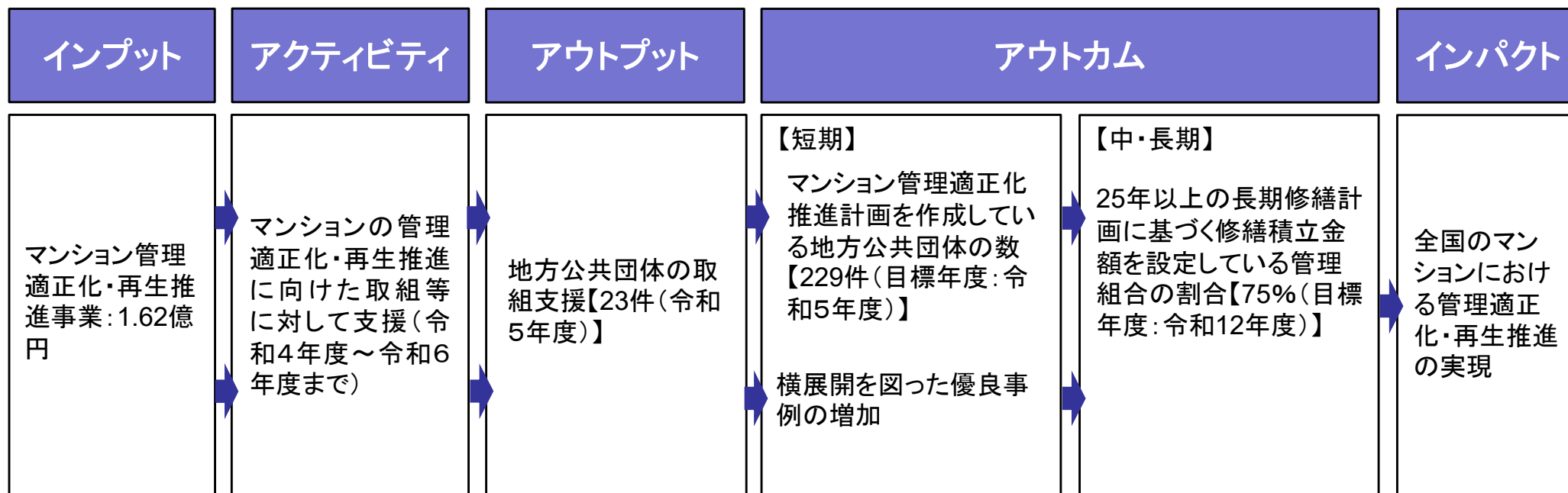
管理状況の把握	管理水準の適正化	修繕積立金等の適正化
・ マンション管理適正化推進計画の令和5年度中の作成に向けた区域内のマンション管理の実態調査 ・ 区域内のマンションの管理状況を把握する制度(届出制度等)や情報開示の検討・実施 ・ 実態調査や届出制度において回答を得ることができないマンション等に対して、管理状況を把握するために行う外観調査やヒアリング調査	・ 管理不全マンション等に対する助言・指導等と併せて実施するプッシュ型支援(専門家派遣等) ・ 管理に課題のある小規模マンションに対する支援(役員の担い手不足に対応した外部役員派遣等) ・ 住宅供給公社やNPO法人等との連携によるマンション管理に関する助言・指導や相談体制の整備等(相談窓口等)	・ 修繕積立金の積立方式を「段階増額積立方式」から「均等積立方式」へ見直すマンションに対する支援(専門家派遣等) ・ 将来の解体費用を見据えた長期修繕計画の作成又は見直し等を行うマンションに対する支援(専門家派遣等) ・ 管理計画認定申請に向けた管理組合の合意形成や長期修繕計画の見直し等を支援する取組

現状把握

マンションを巡っては、築40年以上のストックが直近の125万戸（令和4年末）から、20年後には約3.5倍に増加する見込みであり、また、築40年以上のマンションでは世帯主が70歳以上の世帯が約半数となるなど、建物と居住者の「2つの老い」の進行に伴う各種課題への対応が喫緊の課題。

課題設定

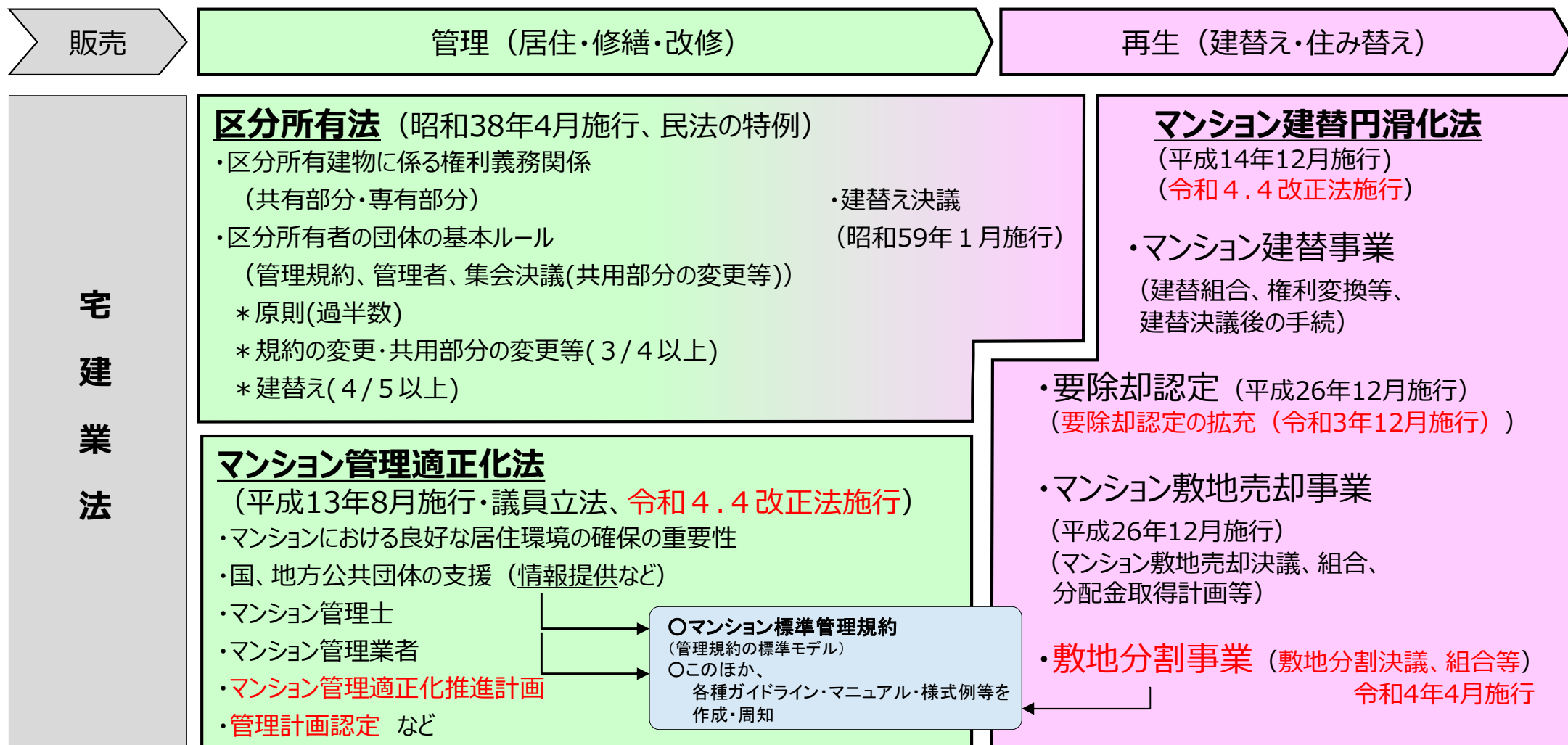
- ・「2つの老い」が進行したマンションでは、総会運営や集会決議の困難化、管理組合役員の担い手不足、修繕積立金の不足等の課題が顕在化し、管理不全化が進行するおそれがある。
- ・全国のマンションにおける管理適正化・再生推進の実現に向け、マンション行政の担い手である地方公共団体やマンション管理組合をサポートする団体（マンション管理士会、NPO法人等）による取組を支援するとともに、優良な取組については横展開を図る必要がある。



参考資料

マンションに関する法体系

- マンションの権利義務関係や管理・再生に関する**基本ルール**は**区分所有法**で定めている。
- 管理業者などの民間による**適正な管理を促進するための仕組み**が**マンション管理適正化法**、建替えやマンション敷地売却事業等の**再生手法**が**マンション建替円滑化法**において設けられている。

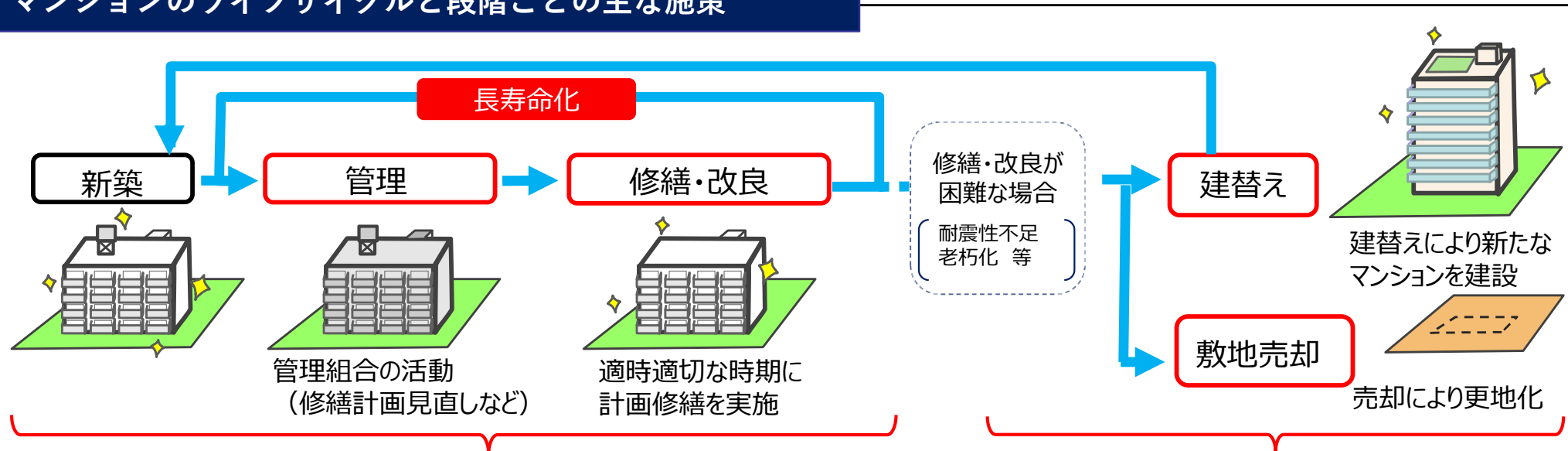


※ 大規模な火災、震災その他の災害により、全部またはその一部が滅失した区分所有建物に対する特別の措置については被災マンション法に規定

マンション政策の方向性

- 日頃から適正に管理し、大規模修繕によって、マンションを長く使う（ストックの長寿命化を図る）。
- 修繕等では機能の回復が困難なマンションは、建替え等による再生の円滑化を推進する。

マンションのライフサイクルと段階ごとの主な施策



管理・修繕の適正化の推進

<R2年法改正事項・R4年4月施行>

※マンション管理適正化法

- ・ 地方公共団体による**管理計画認定制度**
⇒ 個々のマンションを対象とした認定制度を通じた管理水準の維持向上
- ・ 地方公共団体による**勧告制度**
⇒ 管理不全マンションの管理水準引き上げ

- ・ **長寿命化促進税制**の創設
⇒ 必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた合意形成を促進

- ・ **長期修繕計画作成ガイドライン、修繕積立金ガイドライン**改訂
⇒ 適正な修繕工事等の実施に向けた環境を整備
- ※ ガイドラインの内容を管理計画の認定基準に連動

再生の円滑化の推進

<R2年法改正事項・R4年4月全面施行>

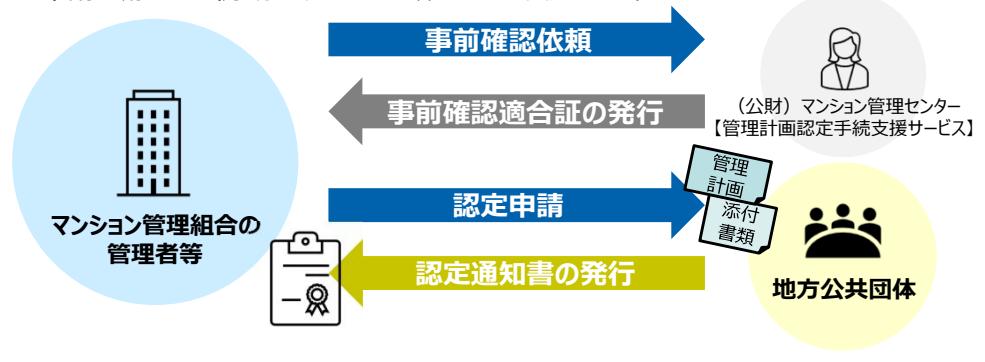
※マンション建替円滑化法

- ・ マンション敷地売却制度や**容積率緩和制度**の**対象**を耐震性不足マンション以外にも拡充
⇒ 老朽化マンション※の建替え等を円滑化
- ※新たに建替え等を円滑化するマンション
 - ・ 火災安全性不足
 - ・ 外壁等剥落危険性
 - ・ 配管設備腐食等
 - ・ バリアフリー不適合
- ・ 団地における敷地分割制度の創設
⇒ 団地における建替え等を円滑化

マンションの管理計画認定制度

- ◆ 令和4年4月より、マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体※において、一定の基準を満たすマンションの管理計画の認定が可能となる「管理計画認定制度」が開始。
※市区。町村部は都道府県。
- ◆ 令和6年3月31日時点における認定実績は616件(国土交通省が把握しているもの)。

※申請の流れの一例（事前確認をマンション管理センターに依頼するケース）



主な認定基準

- (1) 修繕その他管理の方法
 - ・ 長期修繕計画の計画期間が一定以上あること 等
- (2) 修繕その他の管理に係る資金計画
 - ・ 修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと 等
 - ※ 修繕積立金ガイドラインで示す水準以上
- (3) 管理組合の運営状況
 - ・ 総会を定期的に開催していること 等
- (4) その他
 - ・ 地方公共団体独自の基準に適合していること 等



管理計画認定制度のメリット

メリット1: マンション管理の適正化

- ・ 管理計画認定制度を通じ、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進される

メリット2: マンション市場における適切な評価

- ・ 認定を受けたマンションが市場で高く評価されることが期待される

メリット3: 認定マンションに関する金融支援

- ・ 住宅金融支援機構の【フラット35】及びマンション共用分りフォーム融資の金利引下げが実施される
- ・ 住宅金融支援機構が発行するマンションすまい・る債の利率上乗せが実施される

メリット4: 固定資産税額の減額

- ・ 認定を受けたマンションが一定の要件を満たす場合に固定資産税額が減額される

今後のマンション政策のあり方に関する検討会

検討会の目的

- 我が国で進行するマンションと居住者の両方における高齢化に対応するため、マンションを巡る現状を把握し、課題を幅広く整理した上で、区分所有法制の見直しの動向も踏まえながら、法制審議会と「車の両輪」として、マンションの管理・修繕、再生のための施策について、総合的に検討を行う。
- マンションを巡る課題を洗い出した上で、現時点で考えられる政策の方向性をとりまとめ、マンション政策全般に係る大綱として位置づける。

開催状況

2022年10月に第1回を開催し、これまで第9回まで開催。2023年8月10日にとりまとめ・公表。

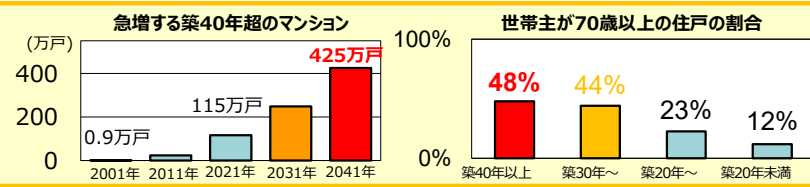
委員等

(委員 ◎：座長)

- | | | |
|---------|---------------------------------|----------|
| ◎ 浅見 泰司 | 東京大学大学院工学系研究科 教授 | |
| 磐村 信哉 | 横浜市建築局住宅部住宅地再生担当部長 | |
| 戎 正晴 | 弁護士 | |
| 江守 芙実 | 株式会社江守建築設計 | |
| 大谷 太 | 法務省大臣官房参事官 | |
| 金子 光良 | 一般社団法人再開発コーディネーター協会 | |
| 鎌野 邦樹 | 早稲田大学大学院法務研究科 教授 | (関係行政機関) |
| 神谷 宗宏 | 京都市都市計画局住宅室住宅政策課企画担当課長 | |
| 【関岡 孝緒】 | | |
| 鈴木 良宜 | (一社)マンション管理業協会事務局長 | |
| 【広畑 義久 | 前 (一社)マンション管理業協会専務理事】 | |
| 小林 利之 | (公財)マンション管理センター専務理事 | |
| 齊藤 広子 | 横浜市立大学国際教養学部 教授 | |
| 塩崎 雄 | 所沢市街づくり計画部街づくり計画担当参事 | (オブザーバー) |
| 瀬下 義浩 | (一社)日本マンション管理士会連合会会長 | |
| 田島 夏与 | 立教大学経済学部経済政策学科 教授 | |
| 出口 健敬 | (一社)不動産協会事務局長代理 | (事務局) |
| 長瀬 洋裕 | 東京大学連携研究機構不動産イノベーション研究センター特任研究員 | |
| 中野谷 昌司 | (一社)マンション計画修繕施工協会専務理事 | |

検討会の趣旨

- 我が国で進行するマンションと居住者の両方における高齢化に対応するため、マンションを巡る現状を把握し、課題を幅広く整理した上で、区分所有法制の見直しの動向も踏まえながら、法制審議会と「車の両輪」として、マンションの管理・修繕、再生のための施策について、総合的に検討を行う。
- マンションを巡る課題を洗い出した上で、現時点で考えられる政策の方向性をとりまとめ、マンション政策全般に係る大綱として位置づける。



管理・修繕に関する現状・課題、施策の方向性

① マンションの長寿命化の推進

- 建替えの困難性を踏まえると、全てのマンションで建替えを行うことは非現実的。マンションの寿命を意識した上で、長寿命化を進める観点からの意思決定を行う環境の整備が必要。
- ⇒「マンション長寿命化促進税制」の周知を通じ、意識啓発を図る。
- ⇒マンションの寿命を見据えた超長期の修繕計画について検討を行う。等

(円/戸・月)

2011年度

2021年度

14,210

21,420

5割上昇

必要な修繕積立金の水準の上昇

② 適切な修繕工事等の実施

- 「段階増額積立方式」で大幅な積立金の引上げが必要な場合、予定通り引上げできないおそれ。
- ⇒適切な修繕積立金の引上げ幅等について検討を行う。等
- 管理組合がよりよい設計コンサルタントを選択することが困難となっている。
- ⇒適切な設計コンサルタントを判別しやすくする仕組みについて検討を行う。等
- マンションはいずれは寿命が到来し、周辺への悪影響を防止する観点から、区分所有者の責任と負担によって除却が必要となる場合があるが、管理組合において、解体費用等の確保に係る議論が行われていない。
- ⇒解体費用の相場の把握とともに、管理組合による解体費用の確保のあり方について検討を行う。等

不明

不足している

不足していない

31.4%

34.8%

33.8%

修繕積立金の積立状況

③ 管理不全マンションへの対応

- 区分所有者等の所在が十分に把握できず、総会開催や管理費等の徴収に支障が発生。
- ⇒区分所有者名簿等の更新の仕組みについて検討を行う。等
- 管理不全マンションに対して助言・指導・勧告を行っても、合意形成ができず是正に至らないおそれ。
- ⇒地方公共団体の権限の強化について検討を行う。等

④ 管理組合役員の担い手不足への対応

- 管理会社が管理者となる形式の外部専門家の活用が増加しつつあるが、留意事項等が不明確。
- ⇒実態把握を進め、留意事項等をまとめたガイドラインの整備等を行う。等

⑤ 定期借地権マンションの今日的評価

- 定期借地契約の終了後に、継続して建物を使用したい場合等の具体的な対応が不明確。
- ⇒契約期間終了後の具体的な対応等について、実務上必要とされるノウハウの整理を行う。等

⑥ 大規模マンション特有の課題への対応

- 大規模マンションでは取扱う金額（管理費、修繕積立金）に見合った監査体制となっていない。
- ⇒大規模マンションにおける監査のあり方について、専門家の活用を念頭に検討を行う。等

建替え等に関する現状・課題、施策の方向性

① 円滑な建替え事業等に向けた環境整備

- 建替え後のマンションの住戸面積基準（原則、50㎡以上など）が、区分所有者の費用負担の増加につながるなど、建替えの推進にあたっての隘路となっている場合がある。
- ⇒世帯人数の変化や地方公共団体の意見等も踏まえ、面積基準の引下げや必要性等について検討を行う。等
- 既存不適格の場合、形態規制（容積率や日影規制など）が制約となって、事業性や合意形成の確保が困難となっている場合がある。
- ⇒地方公共団体が行う独自の緩和事例等を収集、横展開を図る。等
- 団地型マンションの再生に向けてこれまで講じてきた施策の活用状況等について検証が必要。
- ⇒これまでの施策の活用状況、現行の規制や各種ガイドライン・マニュアルの内容を踏まえた行政の運用実態、事業者の建替えニーズ等の把握を進める。等

(万円)

~2001年

2002~2011年

2012~2016年

2017~2021年

357

817

1,106

1,941

建替えにおける区分所有者の平均負担額

② 多様なニーズに対応した事業手法

- 余剰容積率の減少や仮移転に伴う引越し負担の重さから、非現地での住み替えを行うニーズが増えるとの指摘あり。
- ⇒非現地に住み替えを行う区分所有者の負担軽減に向けた検討を行う。等
- 隣接地や底地の権利者が事業に協力が得られない場合、建替え事業が進捗しない場合がある。
- ⇒隣接地や底地の権利者が建替え事業に参加しやすい方策について検討を行う。等
- 法制審議会が検討している区分所有建物の再生、区分所有関係の解消に関する新たな仕組みに対応した事業手続きがなく、安定的な事業遂行の支障となるおそれ。
- ⇒必要な事業手続きの整備に向けた検討を行う。等

③ 自主建替えの円滑化

- デベロッパー等が参加しない建替えの実施にあたり、管理組合や区分所有者が主体性をもって事業を実施するためのノウハウが未整理。
- ⇒自主建替えにおける実態把握や金融支援、専門家活用のあり方に関する検討を踏まえ、マニュアルの整備等を進める。等

今後の対応

- 検討方針が明らかになった事項については、今後、標準管理規約や管理計画認定基準、ガイドラインの見直しなど、施策の具体化に向けた検討を開始。
- とりまとめについて、関係者（マンション居住者、管理者、修繕工事会社及び設計コンサルタントの従業員、マンション管理士などの専門家、地方公共団体の職員等）の関心を引き起こす視点から、国土交通省HPで公開した上で、広く意見募集を行う。

18